

平成 21 年 3 月 13 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市総務部 契約課

## 平成 21 年度 入札・契約制度の改正について

高知市では、建設工事にかかる入札・契約制度について下記のとおり改正し、平成 21 年 4 月 1 日（公告日、指名通知日が 4 月 1 日以降のもの）より施行します。

記

### 1 建設工事の最低制限価格の算定方法の見直し（試行）

建設工事の最低制限価格については、平成 20 年度より公契連モデルに一般管理費を加えた算定式に見直し（試行）を行いました。平成 20 年 6 月に公契連モデルの算定式が改訂されたため、次のとおり算定方法を見直します。なお、下限である予定価格の 100 分の 75、上限の 100 分の 85（市外業者のみの場合は 100 分の 80）の取扱いについては変更ありません。

平成 20 年度算定式（変更前）

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費の 40% + 一般管理費の 20%

見直し後の算定式

直接工事費の 95% + 共通仮設費の 90%

+ 現場管理費の 60% + 一般管理費の 30%

ただし、建築、電気、管工事については

（直接工事費 - 直接工事費の 10%）の 95% + 共通仮設費の 90%

+ （現場管理費 + 直接工事費の 10%）の 60% + 一般管理費の 30%

### 2 工事に係る委託業務の最低制限価格に下限を設定（試行）

平成 20 年度から、工事に係る委託業務について、国土交通省の低価格入札基準価格算定式に基づき基準価格を設け、基準価格を下回る応札があった場合には、下位 5 者の平均の 85% を最低制限価格として運用していますが、下位 5 者がそろって低価格での応札をした場合の低価格落札対策として、最低制限価格に次のとおり下限を設定します。

見直し後

国土交通省の低価格入札基準価格算定式に基づき算定した基準価格を下回る応札があった場合には、下位 5 者の平均の 85% を最低制限価格とするが、最低制限価格の下限は、基準価格の 85% とする。

なお、基準価格の算定方法は従来どおり変更ありません。

### 3 総合評価方式の正式実施

平成 19・20 年度にかけて総合評価方式による入札を試行実施してきましたが、平成 21 年度より正式実施します。

対象となるものは、原則として次のとおりです。

請負対象金額が 3000 万円以上の工事で、次のいずれかに該当する場合とする。

入札者の工事実績や成績，社会貢献度等，及び技術者の実績や資格等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（特別簡易型）

前号に掲げるもの，及び入札者が提示する技術，工期，施行方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（簡易型）

いずれも，現場の状況や工事に課題等があり，技術力や実績によって品質に差が生じる工事を選定して実施します。（3000 万円以上のすべての工事で実施するわけではありません。）

なお，総合評価で実施する入札の一部において，予定価格の公表を入札執行後に行う，事後公表を試行実施し，価格と品質が総合的に優れた調達を目指します。

### 4 設計図書等の電子閲覧の実施（試行）

建設工事の一般競争入札（予定価格 3 千万円以上）の設計図書等の閲覧については，閲覧室での閲覧及びコピー業者による有償配布を行ってきましたが，入札参加希望者の事務コストの縮減等をはかるため，コピー業者による有償配布を取り止め，閲覧室での紙媒体による閲覧，及び電子媒体による閲覧に変更します（試行）

データの量によって，高知市ホームページからダウンロードする方法，又は記録媒体（CD-R 等）を貸出す方法のどちらかにより閲覧することとなりますので，一般競争入札の公告に記載された方法により閲覧して下さい。

これによりまして，現行の郵便入札では，入札書と工事費内訳書に加え設計図書購入確認票を同封することとしていましたが，設計図書購入確認票は必要なくなりますので，入札書と工事費内訳書のみを同封して郵送して下さい。

なお，指名競争入札にかかる設計図書等の閲覧方法は，従来どおりです。

### 5 指名停止措置要綱の一部改正

次の三点について改正します。

指名停止期間が満了した後であっても，悪質な事由等が明らかになった場合には，新たな措置を追加して指名停止を行います。

指名停止期間中に別の指名停止事由が明らかになった場合は，当初の指名停止の残存期間を加算して新たな指名停止を行います。

独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例を追加し，停止期間の見直しを行います。

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課  
高知市本町 5 丁目 1 番 45 号（本庁舎 4 階）  
:088-823-9416 FAX:088-823-9496  
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市総務部 契約課

## 最低制限価格の見直しについて

高知市では、建設工事にかかる最低制限価格を下記のとおり改定し、平成 21 年 1 0 月 1 日（公告日，指名通知日が 1 0 月 1 日以降のもの）より施行します。

記

		改 正 前	改 正 後
算 定 式		<p><b>に該当するもの以外の工事</b> 直接工事費の 95% + 共通仮設費の 90% + 現場管理費の <u>60%</u> + 一般管理費等の 30%</p>	<p><b>又は に該当するもの以外の工事</b> 直接工事費の 95% + 共通仮設費の 90% + 現場管理費の <u>70%</u> + 一般管理費等 の 30%</p>
		<p><b>建築，電気，管工事</b>  (直接工事費 - 直接工事費の 10%) の 95% + 共通仮設費の 90% + (現場管理費 + 直接工事費の 10%) の <u>60%</u> + 一般管理費等の 30%</p>	<p><b>建築，電気(電気通信を含み，に該当す るものを除く)，管工事</b>  (直接工事費 - 直接工事費の 10%) の 95% + 共通仮設費の 90% + (現場管理費 + 直接工事費の 10%) の <u>70%</u> + 一般管理費等の 30%</p>
			<p><b>[ 試行 ] 下水関連施設にかかる機械，鋼 構造，電気(電気通信を含む) 設備工事</b> <b>機器費の 88% + 直接工事費の 95% + 共通仮設費の 90% + (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費)の 70% + 一般管理費等の 30%</b></p>
設 定 範 囲		<p>上記算定式により算出した額(税抜き，以下 同じ)が，予定価格の(税抜き，以下同じ)の <u>85%</u>を超える場合にあっては，<u>85%</u>の額 とし，予定価格の<u>75%</u>に満たない場合にあ っては，<u>75%</u>の額とする。</p> <p>但し，入札参加業者に高知市内の業者(共同 共企業体の構成員の場合も含む)が含まれな い場合においては，上記算定式により算出し た額が，予定価格の<u>80%</u>を超える場合にあ っては<u>80%</u>の額とし，予定価格の<u>75%</u>に 満たない場合にあっては<u>75%</u>の額とする。</p>	<p>上記算定式により算出した額(税抜き， 以下同じ)が，予定価格(税抜き，以下同 じ)の<u>90%</u>を超える場合にあっては， <u>90%</u>の額とし，予定価格の<u>80%</u>に満 たない場合にあっては，<u>80%</u>の額とす る。</p> <p><b>削除</b></p>

端 数 処 理	<p>上記算定式により算出した額の千円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>ただし、その額が予定価格の<u>75%</u>に満たない場合は、予定価格の<u>75%</u>の額の千円未満の端数を切り上げる。(端数を切り捨てると下限である予定価格の<u>75%</u>を下回るため)</p>	<p>上記算定式により算出した額の千円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>ただし、その額が予定価格の<u>80%</u>に満たない場合は、予定価格の<u>80%</u>の額の千円未満の端数を切り上げる。(端数を切り捨てると下限である予定価格の<u>80%</u>を下回るため)</p>
------------------	--	--

注意：下水関連施設の建物の電気設備工事については に該当します。

以 上

事務担当 高知市 総務部 契約課

高知市本町5丁目1番45号(本庁舎4階)

:088-823-9416 FAX:088-823-9496

E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp